

様式第1 (計量法施行規則第13条(修理)関係)

特定計量器修理事業届出書

年 月 日

静岡県知事 殿

届出者 住所 〒 — —

氏名(名称及び代表者の氏名)

電話番号 — —

下記により、計量法第46条第1項の特定計量器修理事業を届け出ます。

記

- 1 事業の区分の略称
- 2 当該特定計量器の修理をしようとする工場又は事業所の名称及び所在地
- 3 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、計量法第46条第1項第4号の経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 第2項及び第3項の事項は別紙に記載することができる。
- 3 法人にあつては登記簿の謄本を添付すること。

# 記入例

様式第1 (計量法施行規則第13条(修理)関係)

## 特定計量器修理事業届出書

届出書を提出する日を記入します。

令和元年 4月 1日

静岡県知事 殿

届出者 住所 〒421-1221  
静岡市葵区牧ヶ谷〇〇番地

届出者の郵便番号、住所、氏名（法人の場合は会社名称及び代表者氏名）、電話番号を記入します。

氏名(名称及び代表者の氏名)  
株式会社 計量検定  
代表取締役 計量太郎

電話番号  
054-278-8311

下記により、計量法第46条第1項の特定計量器修理事業を届け出ます。

### 記

- 1 事業の区分の略称  
質量計第1類、質量計第2類

静岡県内で修理事業を行おうとする全ての工場又は事業所を記入します。  
※ 事業所が多い場合は、「別紙のとおり」として一覧表を添付しても構いません。

- 2 当該特定計量器の修理をしようとする工場又は事業所の名称及び所在地  
株式会社 計量検定 静岡事業所 静岡市葵区追手町〇〇番地  
株式会社 計量検定 沼津事業所 沼津市大岡〇〇番地

- 3 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、計量法第46条第1項第4号の経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数

株式会社 計量検定 静岡事業所			
・ 1級基準分銅	器物番号1	10kg	10個
・ 1級基準分銅	器物番号2	1kg	10個
株式会社 計量検定 沼津事業所			
・ 1級基準分銅	器物番号3	10kg	20個
・ 1級基準分銅	器物番号4	1kg	10個

静岡県内で修理事業を行おうとする全ての工場又は事業場について記入します。  
※ 分銅等が多い場合は、「別紙のとおり」として一覧表を添付しても構いません。

### 備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 第2項及び第3項の事項は別紙に記載することができる。
- 法人にあつては登記簿の謄本を添付すること。